

上越市民生委員推薦会 次第

日時：平成 28 年 8 月 30 日（火）

午後 2 時から

場所：春日謙信交流館 集会室 3

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 協 議

(1) 一斉改選による民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について

(2) 一斉改選以外の推薦会の運営について

5 閉 会

上越市民生委員推薦会委員名簿

根拠法令：民生委員法（第8条） ※選出区分（旧法第8条）

定 員：若干名（ただし各選出区分から2人以内） 現在員 7人（男性4人、女性3人）

任 期：3年（平成28年4月1日から平成31年3月31日）

選出区分	所属機関	職名	氏名	備考
1号 市町村の 議会の議員	上越市議会厚生常任委 員会	委員長	草間敏幸	新任
2号 民生委員	上越市民生委員児童委 員協議会連合会	理事	板垣島美子	再任
3号 社会福祉 事業の実施 に関係のあ る者	社会福祉法人やまびこ 会 やまびこ	施設長	荒梅日出代	再任
4号 市町村の区 域を単位と する社会福 祉関係団体 の代表者	CAP・じょうえつ	代表	江村奈緒美	再任
5号 教育に関係 のある者		元教諭	高橋邦夫	再任
6号 関係行政 機関の職員	上越市	上越市社会 福祉事務所長	八木智学	—
7号 学識経験の ある者	上越教育大学	教授	河合康	再任

民生委員推薦会委員について

〔民生委員法〕

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。

第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当たつては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

第8条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。

3 民生委員推薦会に委員長一人を置く。委員長は、委員の互選とする。

4 前3項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

〔民生委員法施行令〕

- 第1条 民生委員推薦会の委員長の任期は、民生委員推薦会においてこれを定める。
- 2 民生委員推薦会の委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が次の各号の一に該当する場合においては、任期中であつても、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、これを解嘱することができる。
- 一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 二 委員たるにふさわしくない非行のあつた場合
- 4 委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、前項の規定に従い解嘱せられるものとする。

第2条 民生委員推薦会の委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ民生委員推薦会の指定する委員が、その職務を代理する。

第3条 民生委員推薦会の委員長は、民生委員推薦会を招集し、その議長となる。

第4条 民生委員推薦会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

第5条 民生委員推薦会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。

民生委員・児童委員及び主任児童委員について

1 位置づけ

- ・ 厚生労働大臣の委嘱に基づき、県知事から担当地区の委嘱を受けて、社会奉仕の精神にのっとり、社会福祉の増進にあたる。
- ・ 身分は、非常勤の地方公務員（県知事の指揮監督下に置かれる）。

2 主な職務

- ・ 援助を必要とする者が、自立した日常生活を営むことができるよう、相談や助言、その他の援助を行う。
- ・ 援助を必要とする者に対して、福祉サービスを適切に利用することができるよう、必要な情報を提供するなどの活動を行う。

3 主な活動内容

- 見守りが必要なひとり暮らし高齢者などへの声かけや訪問、見守り活動
- 福祉制度や福祉サービスの情報提供
- 受けた相談内容に応じて専門的な機関につなぐパイプ役
- 市の福祉サービスの申請の取りまとめなど行政機関の業務に関する協力
- 児童の登下校の見守り など

4 定 数 (H28. 12. 1 以降の新定数)

- ・ 民生委員・児童委員 400 人 (6 名増員)
- ・ 主任児童委員 37 人 (1 名増員)
- ・ 合計 437 人 (7 名増員)

- * 民生委員・児童委員は担当区域受け持ち、その区域内で活動する。
- * 主任児童委員は担当地区を持たず、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、活動する。

- ・ 民生委員の定数は、県知事が市町村長の意見を聞いて定める。
(民生委員法第 4 条)

5 任 期 (3 年間)

- ・ 現在の委員は、平成 25 年 12 月 1 日～平成 28 年 11 月 30 日まで
- ・ 新たな委員の任期は、平成 28 年 12 月 1 日～平成 31 年 11 月 30 日までとなる。

6 活動手当 (平成 28 年度分)

- ・ 市から 年額 50,200 円
- ・ 県から 年額 50,200 円
- ・ 合 計 100,400 円

7 委員の配置状況（地区別）

地区協議会	関係地区	民生委員・児童委員		主任児童委員	
		定数	未決定	定数	未決定
第1地区	高田南部地区（南本町等）	26	5	2	0
第2地区	高田中部地区（仲町、寺町等）	15	6	2	0
第3地区	高田北部地区（東本町等）	21	3	2	0
第4地区	金谷、春日地区	41	5	3	0
第5地区	和田、三郷地区	11	1	2	0
第6地区	新道、津有、諏訪、高土地区	29	3	2	0
第7地区	直江津西部地区（西本町等）、 五智地区	31	7	2	1
第8地区	直江津東部（港町等）、 八千浦地区	8	0	2	0
第9地区	有田、保倉、北諏訪地区	26	1	2	0
第10地区	谷浜、桑取地区	8	0	2	0
安塚地区	安塚区全域	11	0	1	0
浦川原地区	浦川原区全域	11	2	1	1
大島地区	大島区全域	9	0	1	0
牧地区	牧区全域	10	1	1	1
柿崎地区	柿崎区全域	27	1	2	0
大潟地区	大潟区全域	18	0	2	0
頸城地区	頸城区全域	18	1	2	0
吉川地区	吉川区全域	14	1	1	0
中郷地区	中郷区全域	14	4	1	1
板倉地区	板倉区全域	20	1	1	0
清里地区	清里区全域	8	0	1	0
三和地区	三和区全域	15	0	1	0
名立地区	名立区全域	9	2	1	0
合計	23地区	400	44	37	4

平成 28 年度一斉改選に伴う定数増員について

1 定数増員の背景

当市においては、人口が減少しているのに対し、郊外の宅地化や核家族化の進行により世帯数が増加していることから、国が示す世帯基準（360 世帯）を大きく上回る地域を担当する委員がいる。

このような地域では、世帯単位で活動を行う委員の活動量・負担が増加しており、きめ細かな活動を行うことが困難であり活動意欲の低下に繋がるとの意見が寄せられている。

このことから、委員の活動環境を整えるため、県に対し増員要望を行ってきた。
 （民生委員・児童委員 6 人、主任児童委員 1 人）

2 定数決定状況

平成 28 年 6 月 28 日付け県の通知で、平成 28 年 12 月 1 日以降の民生委員・児童委員及び主任児童委員の定数について、要望どおりの定数で決定された。

<決定定数>

- ・区域担当民生委員・児童委員 400 名（6 名増員）
- ・主任児童委員 37 名（1 名増員）

<増員地区>

○民生委員・児童委員

- ・1 人から 2 人体制にする区域

地 区	担当区域	担当委員数
第 1 地区	東城町 2	1 人→2 人
第 4 地区	新光町	1 人→2 人
	春日山町 2	1 人→2 人
	春日山町 3	1 人→2 人

- ・担当区域を分割する区域

地 区	現担当区域	新担当区域
第 9 地区	安江・安江公営住宅	安江
		安江公営住宅
第 9 地区	下門前・塩屋新田	下門前
		塩屋新田

○主任児童委員

- ・第 4 地区を主任児童委員 2 人体制から 3 人体制にする。

民生委員・児童委員、主任児童委員内申状況

1 新任・再任等別内訳

区分	定数 ①	新任・再任の別	性別	③ ⑬ の計 ②	職業別内訳										差引数 (①と②の差) ⑭	
					者 社 会 福 祉 事 業 従 事 者 ③	師 宗 教 家 又 は 宗 教 教 師 ④	医 師 又 は 歯 科 医 師 ⑤	者 そ の 他 の 医 療 従 事 者 ⑥	弁 護 士 ⑦	教 育 者 ⑧	農 林 水 産 業 従 事 者 ⑨	会 社 員 ⑩	自 営 業 ⑪	そ の 他 ⑫		無 職 ⑬
民生委員・児童委員	400	新任	男	76	3	1		1		1	15	8	3	5	39	44
			女	78	8			2		1	5	3	3	5	51	
			計	154	11	1		3		2	20	11	6	10	90	
		再任	男	109	3	12		1			8	8	4	13	60	
			女	93	5	2		1		1	5		5	13	61	
			計	202	8	14		2		1	13	8	9	26	121	
		計	男	185	6	13		2		1	23	16	7	18	99	
			女	171	13	2		3		2	10	3	8	18	112	
			計	356	19	15		5		3	33	19	15	36	211	
主任児童委員	37	新任	男	4									2	2	4	
			女	8	1								1	6		
			計	12	1								3	8		
		再任	男	7								1				6
			女	14								1		1		12
			計	21								2		1		18
		計	男	11								1		2		8
			女	22	1							1		2		18
			計	33	1							2		4		26
計	437	新任	男	80	3	1		1		1	15	8	3	7	41	48
			女	86	9			2		1	5	3	3	6	57	
			計	166	12	1		3		2	20	11	6	13	98	
		再任	男	116	3	12		1			8	9	4	13	66	
			女	107	5	2		1		1	5	1	5	14	73	
			計	223	8	14		2		1	13	10	9	27	139	
		計	男	196	6	13		2		1	23	17	7	20	107	
			女	193	14	2		3		2	10	4	8	20	130	
			計	389	20	15		5		3	33	21	15	40	237	

2 年齢別内訳

区分	民生委員・児童委員			主任児童委員		
	男	女	計	男	女	計
30～39歳		1	1			
40～49歳	1	1	2	1		1
50～59歳	4	24	28	1	6	7
60～64歳	35	50	85	2	5	7
65～69歳	85	71	156	4	9	13
70～74歳	48	21	69	2	1	3
75歳以上	12	3	15	1	1	2
計	185	171	356	11	22	33
構成比	52.0%	48.0%	100.0%	33.3%	66.7%	100.0%
平均年齢	67.9歳	64.5歳	66.3歳	65.8歳	63.7歳	64.4歳